

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	697	土木・建築	都道府県	大阪府	内閣府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	地方交付税法第10条(普通交付税額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとされていること。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用について歳入歳出面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行うことを求めていること。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	
26年	806	その他	都道府県	兵庫県、徳島県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金の交付申請事務の見直し	当該交付金については、直接総務省に申請を行っているが、都道府県を経由することし、交付決定に当たり、優先順位を定めるなど都道府県意見を反映させること。	【現行】 地域経済循環創造事業交付金では、交付対象は都道府県、市町村とされており、両者ともに交付申請にあたっては、直接総務省に提出することとされている。 【支障事例】 現在、各都道府県では、交付決定後に総務省から応募事業の総括表を提出することが求められているため、市町が総務省に申請後に、市町から申請書の写しを入手しているが、煩雑な作業となっている。 また、当事業を広域的観点から効果的に実施するためにも、都道府県が市町村の補完をすることが不可欠である。 【改正による効果】 交付申請の段階で都道府県を経由させ、地域の現状を把握している各都道府県において、申請事業に意見や優先順位等を付すことにより、より効果的な事業実施が可能となる。 【要綱への反映】 具体的には、交付要綱の「第7 交付申請」において、市町村は都道府県を通じて交付申請書を大臣に提出すること、都道府県は、市町村から提出された交付申請書について、本事業の趣旨に添ったものであるか審査することを規定することが必要である。	4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。
26年	893	その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	【再掲】 4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。
26年	892	その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	894	その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第2項 緊急消防援助隊 設備整備費補助 金に関する事務の 都道府県への移 譲	緊急消防援助隊 設備整備費補助 金に関する事務の 都道府県への移 譲	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	
26年	895	その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第3項 消防施設強化 促進法 消防施設整備 費補助金に関 する事務の都道 府県への移譲	消防施設整備費 補助金に関する 事務の都道府 県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち消防施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	
26年	896	その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	無線システム普 及支援事業費 等補助金交付 要綱	無線システム普及 支援事業費等補 助金に関する事務 の都道府県への 移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。	4【総務省】 (4)無線システム普及支援事業 周波数有効利用促進事業については、市町村からの要望調査を行う際、都道府県が評価できることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、民放ラジオ聴聴解消支援事業については、市町村への補助に対する都道府県の主体的な関与を促進するよう、平成26年度中に必要な周知を行う。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条第4号 家畜伝染病予防法第39条、第40条	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲	地方空港空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、開税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネス環境の改善につなげるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離着発に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	4【法務省】 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭26令319) 国際ビジネス機の入入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体の意向を踏まえ、また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。
26年	801	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 徳島県	厚生労働省、法務省	C A又はBに関連する見直し	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第11条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条第4号、第3条(出入国管理法及び難民認定法)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護士など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用を可能にすること。	【現行】 外国医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。 【制度改正の必要性】 粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。 その中で粒子線治療には大学院で物理学を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが「現在の臨床修練制度」というような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とするには必要である。 また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理学を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床修練期間の弾力的運用が必要である。 【別案】 粒子線医療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別案第一の二に規定される在留資格(研修)の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。	
26年	6	その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく、本市利用者の時間的経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口として「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を「直接」行うことは、法により制限されている。本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的経済的負担が大幅に改善される。	4【法務省】 (2) 不動産登記法(平16法123)及び商業登記法(昭38法125) 不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務(不動産登記法119条及び120条、商業登記法10条及び12条)については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法1)に基づく民間委託との関係や行政の効率化の観点に留意しつつ、登記所等が遠隔地に所在し利用が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書の交付を挙げられるようにするなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	255	その他	一般市	鎌ヶ谷市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第10条第1項及び第3項 平成2年7月30日付法務省民2第3178号民事局第二課長回答「戸籍謄抄本の交付の可能化」	住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可能化	鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では、申請者からの電話予約により、住民票を民間商店や公民館等を取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようにしています。しかし、戸籍謄抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び最寄りの取次所での戸籍謄抄本の交付を要望する市民も多く住みサービスの向上につながります。	鎌ヶ谷市は、千葉県北西部に位置し人口約10万人、面積約2千haで、支所、出張所(1カ所)が無く、住民サービスとして住民票の取次所での交付を実施しています。取次所では休祭日や夜間でも交付が可能です。民間取次所7カ所、公共8カ所、平成25年度実績753件。一方、戸籍謄抄本については、平日窓口と郵送請求のみ交付が可能で、電話予約による時間外や休祭日については法務省通知(回答)で交付不可であることを住民に説明しています。住民からの戸籍交付に関する問い合わせについては、1日に5件程、月曜日に多く1日10件以上です。例としては、パスポートの申請や婚姻届、転籍届などの添付書類、携帯電話の家族料に使用するので戸籍交付の電話問合せがあり、仕事の関係で平日来庁は困難であることから、身近な住民サービスである取次所での戸籍謄抄本の交付を要望されることが多々あります。 戸籍謄抄本の電話予約受付手順としては、電話予約時に、申請者等の住所、氏名、生年月日、本籍地、電話番号、必要理由(使用目的)を開いて交付書類を取次所に配達します。本籍地に違いがある場合は、配達できない旨の連絡をしますが、本籍地に相違があることを伝えるだけで、戸籍の証明書の発行禁止処理を行っている。これを考慮し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」として発生することとする取り扱いを提案する。なお、現在の処理基準の下でも、戸籍の届出を本籍地以外の市町村で受領する場合は、戸籍システムを操作できるが本籍地市町村の職員のみであることから、受領の時点で発行禁止処理を行うことはできず、本籍地市町村に届出書類が転送され処理が行われた時点で、民法に基づき届出時点に遡って効力が発生するとされている。(本籍地市町村が受領市町村から書類の送付を受けた日を入力している。)	6【法務省】 (1) 戸籍法(昭22法224) (1) 戸籍謄抄本の交付の請求(10条1項)については、申請時及び交付時に適切な本人確認が行われる体制等が確保されていると法務局が判断する場合には、オンラインやアクセスによる交付申請が可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。
26年	433	その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第1条、第3条、第4条 平成13年12月12日付法務省民第一第3047号札幌法務局長あて民事局長回答	戸籍の届出があった場合の証明書発行禁止処理の撤廃	市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されるまで、戸籍の証明書の発行禁止処理を行っている。これを撤廃し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」として発生することとする取り扱いにより発行禁止処理を撤廃するよう提案する。	【提案概要】市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合には、届出の内容が反映されていない証明書が発行されないよう、届出の内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行うことが求められている。 そのため、開庁時間外の戸籍の届出については、職員が常駐していない限り証明書を発行することができないことから、コンビニエンスストアにおける交付も開庁時間内のみとせざるを得なくなる。したがって、開庁時間外にも戸籍の証明書を発行することができるよう処理基準を見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」として発生することとする取り扱いを提案する。なお、現在の処理基準の下でも、戸籍の届出を本籍地以外の市町村で受領する場合は、戸籍システムを操作できるが本籍地市町村の職員のみであることから、受領の時点で発行禁止処理を行うことはできず、本籍地市町村に届出書類が転送され処理が行われた時点で、民法に基づき届出時点に遡って効力が発生するとされている。(本籍地市町村が受領市町村から書類の送付を受けた日を入力している。)	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容	
26年	833	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する 規制緩和	(総務省関係)平成20年3月9日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に 関して民間事業者に委託することが できる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に 係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」 (法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができることとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関して「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができることとされている。ICTの活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようになっていただきたい。	本市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの活用を含めて職員が(遠隔)で適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (2)戸籍事務の一部を民間事業者に委託する場合において、不測の事態において市町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。	
26年	661	産業振興	指定都市	川崎市	法務省	B 地方に対する 規制緩和	人権擁護委員法第6条	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。	【制度改正の経緯】 法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について全国の地方自治体に一律・一斉に移譲する事務と整理した旨の見解を示した。一方、「全面一律」の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第4次見直しの対象とはならなかった。 【支障事例】 法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動に専念しづらく支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村への帰属意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わりはない。 【制度改正の必要性】 事務権限全般について移譲を受けることで、市民に身近な基礎自治体において、地域の実情に即した活動を行うことが可能となる。また、基礎自治体で委嘱に係る事務を担当することで、人権擁護委員に基礎自治体の人権施策と連携する意識づけの効果が生じ、相談、啓発等の事業について、より一層連携を進めることが可能となるほか、人権擁護委員に民生委員など地域の実情を把握した人員を選任することが可能となる。 さらには、川崎市独自の制度である人権オンブズパーソン制度と、相談、啓発等の事業との連携をより一層進めることが可能となる。 【懸念の解消策】 必ずしも権限移譲を希望しない市町村があることが想定されるが、手挙げ方式の採用により希望しない市町村への権限移譲を回避することができる。また、法務大臣表彰等を廃止し、あるいは叙勲対象から除外する場合は、これに代わる表彰制度を市町村において検討する必要がある。	【制度改正の経緯】 法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について全国の地方自治体に一律・一斉に移譲する事務と整理した旨の見解を示した。一方、「全面一律」の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第4次見直しの対象とはならなかった。 【支障事例】 法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動に専念しづらく支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村への帰属意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わりはない。 【制度改正の必要性】 事務権限全般について移譲を受けることで、市民に身近な基礎自治体において、地域の実情に即した活動を行うことが可能となる。また、基礎自治体で委嘱に係る事務を担当することで、人権擁護委員に基礎自治体の人権施策と連携する意識づけの効果が生じ、相談、啓発等の事業について、より一層連携を進めることが可能となるほか、人権擁護委員に民生委員など地域の実情を把握した人員を選任することが可能となる。 さらには、川崎市独自の制度である人権オンブズパーソン制度と、相談、啓発等の事業との連携をより一層進めることが可能となる。 【懸念の解消策】 必ずしも権限移譲を希望しない市町村があることが想定されるが、手挙げ方式の採用により希望しない市町村への権限移譲を回避することができる。また、法務大臣表彰等を廃止し、あるいは叙勲対象から除外する場合は、これに代わる表彰制度を市町村において検討する必要がある。	
26年	662	その他	指定都市	川崎市	法務省	B 地方に対する 規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し・改正を行う。また、委託要綱や実施要領の見直しを行うに当たり、地方の意見を採り入れるための仕組みを導入する。	【制度改正の経緯】 法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税交付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年3月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 平成26年の見直しにおいて、自由度の面で委託要綱の改正を行ったが十分ではなく、第10条で委託費の種別相互間の配分要領の際に承認が必要であると定めていることや、実施要領の改正に伴いラッピングバスの運行が削減された。また請願に対する講演料等謝金の上限額が20万円に設定されていることなど、依然として、事業執行に当たって制約となっている事項が多く残っており、創意工夫の妨げとなっている。また、国による委託要綱等の見直しは、委託事業を実際に執行している地方の意見を採り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものとなっていない。 【制度改正の必要性】 地方の自由度を高めるために委託要綱等の要する見直しを行うことで、指定都市の他の事業との一体的な実施と創意工夫を活かした事業や、地域の実情や特性に合わせた効果的な活動や事業の展開が容易となる。また、地方の自由度が高まることで、地域特性に適した啓発を実施することが可能となり、全国一律的に同一事業を実施することによる非効率を防ぐことができる。例えばラッピングバスは大都市以外の地域では効果が低いと推測されるが、大都市では効果的である。さらに、地方の意見を採り入れる仕組みを導入することで、委託要綱等のより効果的な見直しにつながる。 【懸念の解消策】 懸念なし。	【制度改正の経緯】 法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税交付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年3月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。 【支障事例】 平成26年の見直しにおいて、自由度の面で委託要綱の改正を行ったが十分ではなく、第10条で委託費の種別相互間の配分要領の際に承認が必要であると定めていることや、実施要領の改正に伴いラッピングバスの運行が削減された。また請願に対する講演料等謝金の上限額が20万円に設定されていることなど、依然として、事業執行に当たって制約となっている事項が多く残っており、創意工夫の妨げとなっている。また、国による委託要綱等の見直しは、委託事業を実際に執行している地方の意見を採り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものとなっていない。 【制度改正の必要性】 地方の自由度を高めるために委託要綱等の要する見直しを行うことで、指定都市の他の事業との一体的な実施と創意工夫を活かした事業や、地域の実情や特性に合わせた効果的な活動や事業の展開が容易となる。また、地方の自由度が高まることで、地域特性に適した啓発を実施することが可能となり、全国一律的に同一事業を実施することによる非効率を防ぐことができる。例えばラッピングバスは大都市以外の地域では効果が低いと推測されるが、大都市では効果的である。さらに、地方の意見を採り入れる仕組みを導入することで、委託要綱等のより効果的な見直しにつながる。 【懸念の解消策】 懸念なし。	
26年	15	その他	一般市	燕市	法務省	B 地方に対する 規制緩和	人権擁護委員法第6条第3項	人権擁護委員推薦の議会訪問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く(義務付け)を廃止する。	人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等かなりの労力を要している。委員の再任、新任とも適任者として推薦したくともなかなか了解を得られないこともあり、かなりの日数が必要である。併せて、議会に承認を得るためには任期満了の半年以上も前から選任の作業から、議会提案のための議案作成が必要になることから、この承認手続きにかかる作業を少しでも省略することができれば、本人の了承を得たのちすぐに法務大臣への推薦が可能となり、手続的に負担が軽減される。また、議会提案では承認されなかったことはないため問題ないと考える。	人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等かなりの労力を要している。委員の再任、新任とも適任者として推薦したくともなかなか了解を得られないこともあり、かなりの日数が必要である。併せて、議会に承認を得るためには任期満了の半年以上も前から選任の作業から、議会提案のための議案作成が必要になることから、この承認手続きにかかる作業を少しでも省略することができれば、本人の了承を得たのちすぐに法務大臣への推薦が可能となり、手続的に負担が軽減される。また、議会提案では承認されなかったことはないため問題ないと考える。	6【法務省】 (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	103	その他	一般市	栃木市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員 法第6条第3項	人権擁護委員推 薦の議会諮問の 廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を 聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要 となる都度、市議会定例会に議案提出しているが、推薦手続きにおいては、法務局が弁護士会及 び人権擁護委員連合会の意見を求める規定もあり、市町村議会の意見を義務付ける必然性はない と思われる。 地方議会の諮問の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町村推薦手続きが簡素化 され、議会及び市町村の業務負担が減少する。	【再掲】 6【法務省】 (2)人権擁護委員会(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する 観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、 市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されてい る委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町 村に周知する。
26年	318	その他	一般市	萩市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員 法第6条第3項	人権擁護委員候 補推薦の議会諮 問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を 聞く義務付けの廃止	人権擁護委員の候補者の推薦に当たっては、市長村長は市町村議会の意見を聞いて委員候補 者を推薦することが求められている。 人権擁護委員の任期は3年間であるが、任期満了日が、それぞれの委員によって異なるため、年4 回の人権擁護委員の任期の始期にあわせて推薦が必要で、該当委員の任期満了から逆算する と、半年以上前からの事務作業を要し、その手続きが負担となっている。 また、居住する市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦後、議会諮問が必要なのは人権 擁護委員だけでなく、行政相談員、民生委員などの推薦手続きと差がある。 以上のことから、事務手続き等の簡略化を図るため、人権擁護委員の推薦は市町村長の権限と し、議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める。	【再掲】 6【法務省】 (2)人権擁護委員会(昭24法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する 観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、 市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されてい る委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町 村に周知する。
26年	2	その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、 厚生労働省、農林水 産省	A 権限移譲	出入国管理及 び難民認定法 第6条 関税法第15条 の3 検疫法第4条第 4項 家畜伝染病予 防法第39条、第 40条	国際ビジネス機受 入の際のCIQ業務 の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、 出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわ ゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、開港法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない 地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このた め、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航 希望に対して空港のスポット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応がで きない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲 し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入 を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネス シチュエーションの改善につなげるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対 応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の 創出、地方空港の利活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事 務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、 搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓 練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	4【財務省】 (1)関税法(昭29法61) 国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要な税関・出 入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機 応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、 個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機 応変な対応を行うことについて個別に検討する。
26年	705	土木・建築	都道府県	鹿児島県	国土交通省、財務 省	A 権限移譲	河川法第100 条、国有財産法 第9条第3項、第 31条の2、第31 の3、第31条の 4及び第31条の 5、国有財産法 施行令第6条第 2項第1号フ、不 動産登記法116 条	準用河川の用に 供されている国土 交通省所管の国 有財産の登記嘱 託及び境界決定 事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県 は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川 の用に供されているものについては、所有権保存登記 の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基 づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、 準用河川の用に供されているものについて、隣接地と の境界確定を行っている。これらの事務については、 特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるた め、市町村へ権限移譲を行うべきである。	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を 行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っ ている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を 行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法 等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。 1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村へ の権限移譲を行うべきである。 【当県における事務の実績】 1 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度(実績なし) 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件、平成24年度:14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1、2とも42市町村中、32市町村(76.2%) 全国:国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	681	その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対する 規制緩和	財政融資資金 の管理及び運 用の手続に関す る規則第14条他 他	地方債の財政融 資資金借入に係 る提出書類の簡 素化	財政融資資金の借入にあたって、財務事務所への提出書類の簡素化	地方債の発行にあたっては、地方の自主性をより高める観点に立つて導入された地方債協議制度に則って、各団体で適償性や充当事業の進捗状況を責任もって判断した上で総務省との協議等を経るなど、地方財政法に基づいた適正な手続を踏んでいるが、財政融資資金の借入にあたっては、充当対象事業の説明を詳細に行うための書類の提出が財務事務所から求められており、借務負担が増大している。 借入時の提出書類を簡素化することにより、さらなる自主的かつ効率的な運用が可能となる。 具体的には、申込書(公印付きのあたま紙)以外の書類を廃止していただきたいが、現実的に困難であれば、申込書以外の書類の記載項目を減らし、統合することを提案する。 【書類の廃止・統合が可能と考える理由】 総務省との協議等を踏まえた適正な手続に則していることや、財務省としても貸付先の償還確保を考慮して貸付を行っていることを踏まえれば、事業の詳細な説明を地方に求める必要性や合理性は乏しいのではないかと考える。事業の概要のみ把握するという観点から、必要事項を絞って書式を最小限に統一することが可能ではないか。	6【財務省】 (1)財政融資資金法(昭26法100) 財政融資資金の借入に係る財務大臣への申込み(財政融資資金の償還及び運用の手続に関する規則(昭49大蔵省令42)29条)については、融資審査の手続を簡素化・効率化するため、提出書類について削減等の見直しを行う。
26年	773	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限がないことから、報告徴収、立入検査を実施することも、国に協力を依頼しなければならず、また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後述いで状況把握、対応を行うなど)と懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	4【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と 共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	974	環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく権限の広域連合 への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく国、都道府県、市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業者が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	[再掲] 4【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と 共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	978	環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基 づく国、都道府県、市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	[再掲] 4【財務省】 (4)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省と 共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	775	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基 づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限がないことから、報告徴収、立入検査を実施することも、国に協力を依頼しなければならず、また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後述いで状況把握、対応を行うなど)と懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と 共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	975	環境・衛生	その他	関西広域連合	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求めている(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府省が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府省・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	979	環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言・命令に係る事務・権限の移譲を求めている(鳥取県が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲する。事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊弊が生じるおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲する。事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【財務省】 (5)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	776	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への報告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを感念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、報告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を報告、公表、命令するものではない。	4【財務省】 (3)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定有資源事業者等に対する指導、助言、報告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針のっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組とするための工夫】求める措置の具体的内容に合わせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県に求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	4【財務省】 (2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等)が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限り、)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	789	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しく、また保護者も中途退所を求められるかもしれない不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型の有効期間(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	6【文部科学省】 (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (1)保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	92	教育・文化	指定都市	新潟市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第4 条第1項第2号	市立の特別支援 学校の設置につ いて都道府県の認 可制度の廃止	市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会が認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。 【参考】 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【制度改正の経緯】 本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。 また平成29年度には(特別支援学校(小・中部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。 【支障事例】 一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後さらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。 【実現した場合の効果】 特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置に、総合的な施策を展開することが容易になるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。 【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり	5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。
26年	289	教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第4 条 学校教育法施行 規則第3条～ 第19条	市立総合支援学 校(特別支援学 校)の設置の際 の都道府県の認 可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 【参考】 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【支障事例】 学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。 直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。 上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。 また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。 なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年6月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。	【再掲】 5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。
26年	600	教育・文化	都道府県	京都府、兵庫県	文部科学省	A 権限移譲	高等学校等就 学支援金の支 給に関する法律 第4条、第6条、 第8条～第11 条、同施行規則 第3条、第4条、 第8条～第12 条	高等学校等就学 支援金制度に係 る認定等事務の都 道府県から指定都 市・中核市への権 限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の支給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	【支障事例】 京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府教育委員会)とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。 【制度改正の必要性】 就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完了することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。 また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、委託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。	5【文部科学省】 (3)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法(昭)35条1項)を活用することにより、学校設置者である市町村に移譲できることについて、事務処理要領において明確化し、地方公共団体に通知する。
26年	162	医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	子ども子育て 支援法59条、61 条(児童福祉法 第6条)	地域子ども・育 て支援事業にお ける要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を軸にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども子育て支援新制度の枠組みにない。このため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が生じる。 1980年代にテラスマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。鳥取県と長野県の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたとの結果が出ている。 これを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。 この「森のようちえん」を地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	7	教育・文化	一般市	新見市	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第9条	土木工事に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務(施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	【制度改正の経緯】 埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地を開発しようとする場合には、施工者から文化財保護法93条または94条の届出・通知が市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会へ進出し、審査後、市町村教育委員会を経由して通知することとなっているが、文化財専門職員を有し権限移譲を希望する市町村においては当該市町村教育委員会が実施できる届出の受理や通知に関する権限を移譲する。 【経緯】 ・93条・94条に係る事務処理は、本市の意見を附して都道府県に進達し、都道府県はその意見を参考またはそのまま通知文に記載し、本市を経由して申請者に通知を行っており、判断し意見を附す業務が重なっている。 ・県に進達するための文書作成に時間を要する場合が多く、「もう少し早く通知が出ないものか」との業者からの要望もある。 【制度改正による効果】 都道府県教委への意見書を作成するための期間や同教委への進達及び同教委から市町村教委への通知にかかる期間の短縮が見込まれ、少なくとも1週間程度の短縮が期待される。	
26年	99	教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	公立学校施設整備費補助金等に文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡等しよとすると、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	
26年	959	教育・文化	知事会	中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	公立学校施設整備費補助金等に文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸与・譲渡等しよとすると、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償無償にかかわらず耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適当な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心として、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	
26年	156	教育・文化	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めるとする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、支給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知の時機が到来することにより、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてほしい。	6【文部科学省】 (4)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。
26年	958	教育・文化	知事会	中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めるとする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、支給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知の時機が到来することにより、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしてほしい。	【再掲】 6【文部科学省】 (4)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	230	教育・文化	都道府県	宮城県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1(2 3) 26施設第6号 [平成26年度学 校施設環境改 善交付金の事 業概要について (通知)]「14」ス ポーツ施設整備 事業	学校施設環境改 善交付金(スポ ーツ施設整備事業) に係る補助要件の 大規模修繕への 拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の新・改築、改造等が対象となっているが、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の整備のためにも、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めるもの	【支障事例】 現在の学校施設改善交付金のうちスポーツ(社会体育施設)施設整備事業は、施設の新・改築、改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等より、新規の建設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るための改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの削減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「経済財政運営と改革の基本方針2014」について(H26.6.24閣議決定)にも記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支障が必要である。 【制度改正の必要性】 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展に中核的役割を担っているほか、2002FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては3億円))についても、補助対象とするよう求める。	
26年	288	教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1 (1) 26施設第6号 [平成26年度学 校施設環境改 善交付金の事 業概要について (通知)]「1」3 (1)	公立学校施設の 老朽化対策のため、危険建物の改築 と耐震性向上のための長寿命化改良事 業について、耐力度調査を要件としなが ら、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの 要件緩和を図ることを求める。	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としなが、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。	【現状】 本県の公立小中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後これらの施設が更新時期を一時的に集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的な課題である。 【支障事例】 しかし、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としていることから、本制度を活用した取組事例は全国的に少ない。一方、コンクリート圧縮強度試験による調査は、簡易ではあるが建物の劣化状況の検証は可能であり、1棟(3,000㎡)当たり約300万円(1,000円/㎡)を要する耐力度調査に比し、1棟当たり約20万円で行む。	【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (1)長寿命化改良事業の補助要件である耐力度調査については、地方公共団体の負担を軽減するため、撤廃を含めて見直す。
26年	382	教育・文化	知事会	九州地方知事 会	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1項 35 H26年4月1日付 け26施設第6号 [平成26年度学 校施設環境改 善交付金の事 業概要について (通知)]の [16]防災機能強 化事業	学校施設環境改 善交付金以外の施設整備を交付 金対象とするため、学校施設環境改善交付金交 付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のた だし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校(後期課程)においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、学校施設環境改善交付金交付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のただし書きを撤廃することを求める。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象事業としているが、高等学校については、要綱及び通知の但し書きにより、(3)以外を対象としていないため、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての一体的な整備ができず十分な避難所機能が確保できない状況にある。 【支障事例】 また、交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金において措置できるよう但し書きの撤廃を求めるものである。	
26年	869	教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1 (5)(6)(7) 26施設第6号 [平成26年度学 校施設環境改 善交付金の事 業概要について (通知)]「6」大規 模改造事業	学校施設の耐震 化事業に係る補助 要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	【支障事例】 本市では、非構造部材の防災機能強化事業(トイレ改修、障害児等対策)を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所にするともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造物の耐震補強事業と同時に行う大規模改造事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の防災機能強化事業と同時に行う大規模改造事業については、それぞれ別に算定されることから、大規模改造事業費の下限額(400万円を下回)り、国庫補助の対象とならない学校施設(平成26年度18校(うち避難所指定校18校))が多く出てしまっている。 【制度改正の必要性】 本市のように学校数(同166校(うち同165校))が多い場合、市単独でこれらの事業を実施するのは困難である。そのため、災害時の避難場所としての機能も有する学校施設における耐震化工事は、構造物・非構造部材によりその扱いを異なるものとする必要はないと考えられる。よって、いずれも大規模改造事業と一体となって実施できるよう、同時に行う大規模改造事業と合算できる国庫補助の対象事業費として、構造物の耐震補強事業と同様に、非構造部材の防災機能強化事業についても対象とすることを求める。	
26年	425	教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	スポーツ・青少 年局委託事業 事務処理要領	文部科学省委託 事業「体験活動プ ロジェクト」(「防 災教育推進事業」 における事業計画 作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	【支障事例】 委託決定から計画書提出までの期間が3週間程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況下で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変わるため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。 また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を選べて修正することが求められる。 【制度改正の必要性】 事業計画段階で詳細に計画する負担に加えて、計画提出後の変更が原則認められないため、提出後に開催する運営委員会や実行委員会でも具体的な案が出されてもプログラムに盛り込むことができない。事業内容を検討して質の向上を図るための同委員会の関与とできる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。 【懸念の解消策】 都道府県が委託して実施する事業については、会計規則や旅費規程等に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大まかな事業計画や概算費の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定) 記載内容
26年	426	教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和		<p>廃校・余裕教室等 改修事業(学校施設 環境改善交付金) の事業要件の 緩和 細目 学校施設環境 改善交付金交付 要綱 学校施設環境 改善交付金事業 要綱</p>	<p>公立学校施設 環境改善交付金 等に関する関係 法令等の運用 細目 学校施設環境 改善交付金交付 要綱 学校施設環境 改善交付金事業 要綱</p>	<p>【支障事例】 近年、知的障がい対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、本県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行ってきた。しかし、十分な準備期間がないことでの受入れ対策を余儀なくされているため、施設整備前の開設となっている。廃校施設の活用については、現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつ必要最小限の整備で可能となり、結果として余裕資産の有効活用に繋がっている。ただ、本格整備については、後年度に行うことになり、既に特別支援学校として開設しているがために、本事業の対象外となる。 【制度改正の必要性】 緊急対応による特別支援学校開設について、廃校施設等の利活用が促進され、必要最小限の整備で可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象とすることが必要である。 【懸念の解消策】 特別支援学校の開設については、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り、開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件との整合性は保たれると考える。</p>	<p>6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (ii)廃校・余裕教室等改修事業については、既存施設を活用して特別支援学校を開設した後に施設を整備する場合であっても、本事業の対象となることを、地方公共団体に周知する。</p>
26年	427	教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	英語教育強化 地域拠点校事業 実施要項	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携した取組み」に限定されているが、都道府県の実態に応じて、「小・中の連携した取組み」「中・高の連携した取組み」等についても対象とすること	<p>【支障事例】 本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒が特定しにくいこと等により、本事業の効果検証が難しい。 【制度改正の必要性】 小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込まれる。本県では、指導法研修会を各管内で開催し、小中学校合同で協議・演習等を実施したり、小中一貫校等において、中学校教諭の校区内小学校の業務指令等により、小学校英語の授業を実施したりしている。また、本県は県立高等学校附属中学校を有しており、中高の英語教員による定期的な情報交換会や、相互の乗り入れ授業の実施など、中高連携の取組についても実施している。地理的条件や児童生徒の進路状況など、都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。 【懸念の解消策】 小・中・高の連携し一体となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと聞いている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定とすることで本事業の実施を希望する地域や学校が増加することが見込まれ、「小・中」及び「中・高」の限定した取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。</p>	<p>6【文部科学省】 (10)英語教育強化地域拠点事業 都道府県又は指定都市の教育委員会が、事業成果を得ることができるとして、小学校と中学校、中学校と高等学校の両方がそれぞれ連携した英語教育強化の取組であっても、本事業の対象であることを、地方公共団体に周知する。</p>	
26年	432	教育・文化	町	立山町	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	教育支援体制 整備事業費補助 金(補習等の ための指導員等 派遣事業)交付 要綱	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	<p>【支障事例】 国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。 【制度改正の必要性】 当町では多人数級校に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う独自自「スクールケア・サポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることから、より多くの学習サポーターの配置が必要である。</p>	<p>6【文部科学省】 (9)補習等のための指導員等派遣事業 本事業の実施に当たっては、市町村の要望に応じたきめ細かな指導体制の整備を可能にする観点から、都道府県は市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいことを、都道府県に通知する。</p>	
26年	631	教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省(文化 庁)	B 地方に対する 規制緩和	文化芸術振興 費補助金(地域 発・文化芸術創 造発信イニシア チブ)交付要綱	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	<p>文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更</p>	<p>【支障・制度改正の必要性】 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)について、「ながさき音楽祭」事業を平成26年度募集案内に基づき平成26年12月に申請したが、平成26年3月に不採択の通知があった。また、平成26年度は平成24年度に3年間継続する事業として申請しており、平成26年度はその3年目にあたる申請であった。各関係団体を通じて事業実施を計画していたが、不採択になったことにより大幅に計画を修正せざるを得なかった。平成26年度の申請についてはこの事業に限らず、全国で194件中79件が不採択となっている。この補助金がかかることが前提で予算を組んでいる自治体も多いと思われるところであり、採択される可能性が低いことが前提で補助金であるのであれば、各地方自治体の予算要求の変更が可能な時期(少なくとも前年12月まで)に採択の成否が示されるようなスケジュールに変更していただきたい。また、採択された場合においても、採択後、補助対象事業にかかる出演者や関係者などと十分な調整を図る必要があるため、可能な限り早期の採択が望ましい。</p>	<p>6【文部科学省】 (8)文化芸術振興費補助金 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業)については、地方公共団体の予算措置の時期に配慮して従前より早期に採択できるよう、平成28年度分以降の募集手続について、募集開始から採択までのスケジュールを見直す。</p>

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	645	教育・文化	都道府県	長崎県	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項	教育課程特例校の指定にかかわる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別的教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合に、教育課程特例校としての指定を行っている。 【支障】 特例校指定についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現行では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が県教育委員会を通して文部科学省に申請を行う必要があり、申請から指定までに相当の期間を要している状況である。 【制度改正の必要性】 教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者が県教育委員会と協議して教育課程特例校を指定できるような柔軟な制度となるよう権限を移譲する。地域を熟知している市町村教育委員会が県教育委員会と協議して指定を行うことで、迅速な事務処理が可能となり、より地域に根ざした教育課程編成が期待できる。併せて、人事配置の面においても、教育課程に応じた配置が可能となると考えられる。 (国への事後届出制、県への事前協議(届出)制)	4【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 教育課程特例校の指定(施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2)については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないよう、前年度の12月を目途に地方公共団体に通知することとする。 また、指定権限の地方公共団体への移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	814	教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第22条第3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とする	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とする	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とする。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	6【文部科学省】 (6)特別支援教育就学奨励費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。
26年	816	教育・文化	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする	【制度改正の必要性】 管轄区域が狭く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考え、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議員を設置者である県教育委員会が委嘱するよりも、地域事情に詳しく、住民との関わりが深い校長が、直接、学校評議員を委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により委嘱決定までの時間や事務処理の軽減も図られる。 なお、平成12年度導入当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の権限例があったが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。 【支障事例】 学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物等が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たびたび学校に確認するなど、事務作業量が増える。 【改正による効果】 当該人物について十分把握している学校長が決定、委嘱できることから、それぞれの学校にとってより適切な人物を選定し、決定するまでの時間が大幅に短縮できるとともに、事務処理の軽減にもつながる。 県教育委員会は、毎年行っている1000名を超える推薦状の受理、書類の確認、審査および委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5〜7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を送付する等の事務作業が軽減されるとともに、委嘱までの時間が2週間程度短縮できる。	6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 学校評議員の委嘱(施行規則49条3項等)については、学校設置者の判断により校長も行うことができるよう措置する。 [措置済み/平成27年1月15日付文部科学省初等中等教育局通知]
26年	815	教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条、学校保健安全法第24条第1項、学校給食法第11条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とする	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とする。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	6【文部科学省】 (5)要保護児童生徒援助費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	84	教育・文化	中核市	和歌山市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第37条第1項及び第2項 市町村立学校職員給与負担法	県費負担教職員の人事権や学級編成基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	県費負担教職員の人事配置や学級編成に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かに応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、向上の人事権等の市への移譲が必要と考える。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村との人事交流】 現在、和歌山県の場合には、都市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財源移譲】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えられるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	【制度改正の経緯】 現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編成基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かに応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、向上の人事権等の市への移譲が必要と考える。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村との人事交流】 現在、和歌山県の場合には、都市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財源移譲】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えられるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	[再掲] 【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
26年	346	教育・文化	中核市	大分市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第37条 市町村立学校職員給与負担法第1条	県費負担教職員の人事権等の移譲	・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。 ・都道府県が定めるように規定されている学級編成基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員給与等を中核市の負担とする。 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 市町村によって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面で課題がある。 学級編成について、法的には各市町村の判断により柔軟な編成が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。 【制度改正の必要性】 教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。 定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を併せ移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編成など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実に可能となる。	[再掲] 【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
26年	399	教育・文化	市区長会	特別区長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条	県費負担教職員の人事権等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 現状では、人事権等が都にあり、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1)一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2) 【制度改正の必要性】 人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用を行う一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情を合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。 * その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。	[再掲] 【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
26年	438	教育・文化	市区長会	全国特例市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財源措置を講じること。 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているが、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免・分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定められているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持たなくなっている。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。 【懸念の解消策】 別紙のとおり	[再掲] 【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編成基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県・市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	689	教育・文化	都道府県	大阪府	文部科学省	A 権限移譲	市町村立学校職員給与負担法(5条) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条) 義務教育費国庫負担法(8条) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。 大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。 【制度改正の必要性】 県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しては指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。 【制度改正の効果】 義務教育の実施主体である市町村の責任と権限が明確になる。	【再掲】 5[文部科学省] (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことと、関係団体に速やかに通知する。
26年	969	教育・文化	市区長会	中核市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	県費負担教職員の人事権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動よりその効果を活かすしつことや研修意欲の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域に還元できない。 市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。 中学・入学するに不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に変わらなければならないので市の方針で進めることができない。 市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。 地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものがある。 【懸念の解消策】 人事異動はできるだけ広域性がなければならないなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。	【再掲】 5[文部科学省] (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことと、関係団体に速やかに通知する。
26年	77	医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされた。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第262条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象となるため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごと権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができる。と考える。	
26年	422	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になされることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存在され、認定権限が異なることから二重行政となる。 具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	666	医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方数量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。 そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるといふ2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。	
26年	44	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第2条、第5条	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の大括り化を行うべき。	【制度改正の必要性】 加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。しかしながら、学校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要な教職員定数は、市町村や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が措置できないものもある。 【支障事例】 例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほぼ小中学校全校に配置できるものの、特別支援教育に関する定数等は必要数に満たないような場合、配分された加配定数全体の中で加配要件の枠を超え、より地域の実態に即して学校へ配置できるよう調整することができない。また、近年課題となっている、通常学級に在籍する発達障害などの児童生徒への対応や、職務遂行能力を十分に発揮できない職員(事務職員等)への対応など、既存の加配要件では対応が困難な課題も増加している。 【求める措置内容】 このようなことから、現行の加配要件に縛られず、学校や市町村が抱える個々の課題に柔軟な対応ができるよう、加配要件の大括り化が必要である。	
26年	574	教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、1学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情に応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	【支障事例】 学級編制の標準を定める義務標準法において、教育委員会がその定められた数を下回る数を学級編制の基準と定めているが、上回る数を定める余地がないため、この基準を超える場合は学級の分割が必要となる。そのため、国が1学級あたりの児童・生徒数を一律に引き下げていくと、教職員数が大幅に増加していくこととなる。 【制度改正の必要性】 本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、不登校、授業離脱、学力の低下、二極化等、様々な教育課題が顕在化しており、こうした課題解決のためには、教育委員会が主体的に取り組む必要があり、学級編制の集団単位について、柔軟に上下させる工夫の余地があれば、教育委員会自らの判断により、課題に応じた分野や地域・学校に人材を重点配置するなど、地域性に即した教職員の活用が期待できる。 このため、学校設置者が学校の実情に応じて弾力的な学級編制を行うため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。	
26年	656	教育・文化	一般市	加茂市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にある小学校の二の学年の児童で構成する学級の基準(小学校の引き続く二の学年(第一学年を含むものを除く。)の児童の数の合計数が十六人以下である場合)を中学校と同じ「八人以下」とすること。	【制度改正の必要性】 少子化が急速に進み、小規模校の複式学級の増加が全国的に広がる傾向にある。特に、北海道や日本海側の道県ではその傾向がさらに強い状況である。また、学校は地域の文化的、社会的あるいは歴史的中核であることから、複式学級を継つての無理な学校の統合合により地域が衰退していくことが懸念される。 【具体的な支障事例】 ①異なる学年で構成された学級では、異なる学年の内容を同じ教室で1人の教師が指導するため、一方の学年に教師が指導に入っているときは、他方の学年の子どもたちは自学の体制をとらざるをえなくなる。特に、算数や国語などの積み重ねの必要な教科における指導にきめ細やかさがなくなる。 ②指導する教師にとって異なる学年を同時に指導しなければならないため負担が多く、つまづきを持つ子どもの見とれが難しいことも多くなる。 ③低学年など、特に手のかかる時期の子どもにとっては、同一の学年で構成されていない学級では心の安定が図れない。 【実現した場合の効果】 地域住民、保護者、行政が上記のような複式学級の支障事例により、子どもたちの学力低下を招くことになりかねないと懸念している。提案の実現によって上記のような問題は解消される。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	870	教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【支障事例】 現在本市では、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実させ、少人数級と少人数指導のそれぞれ良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」(H25.8.30文科省)として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っておらず、学級編成の標準の見直し図られていない。 【制度改正の必要性】 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。そのため、学級編制の標準を弾力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考えられる。	
26年	335	教育・文化	都道府県	群馬県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び32条 博物館法第19条 図書館法第13条	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなど、条例で所管部局を決定できるように制度改正すべき。	【支障事例】 文化振興を図る観点から、博物館及び美術館を知事部局において処理しているが、博物館法等の規定があるため、やむを得ず事務委任や事務補助執行で対応している。このため、本来知事の責任で、事務を行いたい。制度・業務の執行に対する知事に権限がある。知事部局の補助職員(部長)が、教育委員会の指揮命令の下事務を行なわざるを得ないといった問題がある。 【制度改正の必要性】 公立の博物館・図書館は、博物館法・図書館法等において、社会教育を行う施設として教育委員会が所管することが規定されているが、昨今では、社会教育の視点にとどまらず、文化振興や観光振興などの目的も兼ね備えた施設として位置づけられ、地域資源として効果的に活用を図る取り組みが進められている。こうしたことから、法律により全国一律で教育委員会が所管することを定める必要性は薄れている。	【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。
26年	377	教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、24条、26条の2(平成26年改正法施行後)、それぞれ21条、22条、23条) 社会教育法第5条、6条 図書館法第13条、15条 博物館法第19条、21条	社会教育に関する事務を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この規定を改正し、図書館、博物館の所管を首長、教育委員会のいずれとするかは地教育法に基づく条例により定めることができるようにすること。	【支障】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)は、条例の定めるところにより、首長が管理・執行することができることとされている。一方、図書館及び博物館は社会教育機関とされ、個別法により教育委員会の所管とされていることから、文化に関する事務を首長が担当場合であっても、図書館及び博物館に係る教育委員会の事務を別途首長部局の職員等に補助執行させることが必要である。また重要な意思決定に際しては、教育長の決裁が必要である。この結果、図書館、博物館の管理責任は教育委員会に落ちることから、行政組織上の体系と法的な責任の所在が整合しない状態となっており、図書館等の管理責任が法的に問われた場合に、教育委員会の責任が問われる可能性もある。 【改正の必要性】 社会教育行政は、地域づくりや福祉、青少年の健全育成など首長部局との関係が深く、諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動を一層促進することが期待されていることから、文化に関する事務を首長が行う場合、個別法に規定された事務も条例により首長の権限とすることができるよう改正する。これにより、責任の所在も明確となる。 【懸念の解消策】 中教審「社会教育推進体制の在り方に関するWGにおける議論の整理」で示されたように、政治的・政策的・継続性・安定性の確保、住民の意向反映を確保するため、法定の図書館協議会等の位置づけをより明確化すること(審議会に首長に対する報告権を付与など)により、確保できる。	【再掲】 【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。
26年	421	教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画等を求められている。説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との密接で円滑な関係が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が不可欠。 私立学校の設置・廃止認可や学校法人の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要事項を審議する私立学校審議会の設置権限を移譲することによってはじめて、私立幼稚園に関する認可等権限について、適切な執行が可能になる。 各幼稚園において実施している長時間預かり保育は、今後、保育需要の重層的及び質的な拡大に対応するための有効な方策の一つであり、設置認可等の権限が移譲されることで幼稚園に関する情報が蓄積され、保育需要の円滑な解消につなげることが期待できる。 【支障事例】 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼保一体として地域のニーズに対応する必要があるが、市内各私立幼稚園の園舎等の施設に関する情報ならびに認可や指導の経過などの運営に関する情報も乏しいため、幼稚園(法人)の幼保一体化に向けた具体的な相談にきめ細かく迅速に対応することが困難である。 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園への指導監督について、設置認可等を行う都道府県と給付を行う指定都市による二重行政が生じる。 ※支障事例の詳細は別紙のとおり	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	667	教育・文化	指定都市	堺市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号他	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参加等を求められている。また、説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園が密接な関係を築くことが求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという子ども・子育て支援新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が必要。 【支障事例】 また私立幼稚園の運営実態や施設・設備面の詳細な情報を市が把握できていないため、待機児童解消に向けた幼保一体化等の迅速な取組の推進に支障がある。事業者側からも、子ども・子育て支援新制度に係る権限が市と府にまたがっていることについて、分かりにくいとの指摘がある。	
26年	679	教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校法第9条、私立学校法第9条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	【支障事例】 保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続に向け、幼稚園を貴重な保育資源として位置づけて、本市独自施策として、幼稚園における長時間の預かり保育の拡充を進めているが、私立幼稚園に係る事務・権限が道庁にあるため、事務執行に当たっては、都道府県との調整が必要な状況である等、資源を有効に活用できていない。 具体的には、東日本大震災直後の預かり保育の実施について、早急な対応が求められる中、制度の趣旨から引き続き実施してもらうよう協力要請する方針を市として打ち出したが、日中の教育時間にかかることは県の所管であるため、調整を行う必要が生じ、幼稚園への周知に時間を要した。 【制度改正の必要性】 現在子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼稚園の給付対象施設への移行を進めているが、私立助成の幼稚園も残ることが想定されている。今回の提案が実現することで、幼児教育行政と保育行政の一体的な実施により、保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続や子ども・子育て支援新制度への移行を見据えた円滑な対応が可能となる。	
26年	707	教育・文化	指定都市	大阪市、大阪府	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条、私立学校法第9条、私立学校法第9条	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせたサービスを提供する必要がある。 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「認定こども園(幼保連携型)」の認可については、政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となっており、子ども・子育て支援新制度を効果的に展開していくためには、基礎自治体に設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかかる窓口の一元化を図るべきである。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	エネルギーの使用の合理化に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針ののっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及及び施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これを事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	【文部科学省】 (2)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業者等)が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26年	897	その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化芸術振興費補助金(地域文化芸術創造発信イニシアチブ)に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を定める理由】 国が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促進するためには、補助を県に移管する必要がある。	【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	898	その他	都道府県	埼玉県	文部科学省 (文化庁)	A 権限移譲	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 文化芸術振興費補助金(劇場、音楽堂等活性化事業)交付要綱	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に合ったより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。	【再掲】 4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業
26年	899	その他	都道府県	埼玉県	文部科学省 (文化庁)	A 権限移譲	伝統文化親子教室事業費国庫補助要項	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に合ったより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助を県に移管することに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	【再掲】 4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業
26年	224	医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録している者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃	【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号)において、その対象者は県内に住民登録している者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。 【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成数は増大する保育ニーズに対応できていない状況である。 本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に1倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。 【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在住者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。 こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の撤廃が必要である。	6【厚生労働省】 (20)保育士修学資金貸付制度 保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成26年度末までに廃止する。	
26年	286	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「保育所の設置認可等についての取扱いについて」(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局長保課長通知) 不働産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日厚生労働省府均等児童家庭・社会・保護局長連名通知) 改正児童福祉法第35条第5項第1号(平成27年4月1日施行予定)	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和	認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくするなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。	【制度改正の必要性等】認可保育所の審査要件では、経済的基礎(①土地・建物等について所有権を有すること、賃借の場合は原則として賃借権を移転・登記し、社会福祉法人以外の場合は1年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること、②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/12相当の資金を有すること)を求めていること、保育所運営費から認可前に生じた運転資金に係る借入金の返済ができないことといった制約がある。 これらの制約が、認可移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけて、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を来す事態が生じかねない。 そのため、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて等を改め、認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくするなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すべきである。 なお、平成27年4月1日施行予定の改正児童福祉法第35条第5項第1号において、保育所の認可申請に対する審査基準として経済的基礎要件が明文化されている。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平24法67))による改正後の35条5項1号)については、当該認可の事務は自治事務であり、保有する資産の額を保育所が安定的に運営可能と都道府県等が認めた額とすること等について周知する。 【措置済み】(平成26年12月12日付け雇用均等・児童家庭局、社会・保護局長通知)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	789	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しく、また保護者も途中退所を求められるかもしれないと不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	【再掲】 6【厚生労働省】 6(4)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と共管) (1)保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間(5条)については、廃止する。
26年	952	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(S14.16厚生省発第59号の2厚生事務次官通知)	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化にしている現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること	現行制度は、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り、2人目1/2軽減、3人目を無料化としているが、少子化対策の観点から多子世帯の経済的負担軽減は重要であり、同時入所要件は撤廃すべき。(なお、要件撤廃に伴う財政負担が地方に転嫁されることのないようあわせて提案する。)	
26年	161	医療・福祉	都道府県	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発第0401第15号厚生労働省事務次官通知)	放課後児童クラブの補助要件緩和	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。	【制度改正の必要性】 現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営については、国庫補助対象外となっているが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが以下のとおり存在している。 【具体的な支障事例】 放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。 【制度改正の必要性】 中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。 ○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数 平成23年度:8クラブ/135クラブ 平成24年度:7クラブ/137クラブ 平成25年度:6クラブ/138クラブ 平成26年度(予定):5クラブ/144クラブ	6【厚生労働省】 (1)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。
26年	259	医療・福祉	指定都市	相模原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発第0401第15号厚生労働省事務次官通知)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和	【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。 【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度) 本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。 【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。 こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。	【再掲】 6【厚生労働省】 (1)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	436	医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等3(2)障害児受け入れ推進事業	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。	【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。 【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。 【障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例】 児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置 【ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例】 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置 障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要が生じている。 現在の加算要件では、平成25年度実績で約127万円を神戸市において負担している。	
26年	437	医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等1(2)長時間開設加算額	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことを提案する。	【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。 本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日6時間以上という基準に見直すことを提案する。 【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。	
26年	953-1	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	[平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について](H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について (H26.4.1厚生労働省発雇児040)第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	
26年	953-2	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	[平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について](H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について (H26.4.1厚生労働省発雇児040)第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とする。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A市では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	【再掲】 6【厚生労働省】 (21)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。

年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	186	医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱	国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象となる広域的連携主体都道府県にも拡大するよう要望する。	【制度改正の経緯】本県の合計特殊出生率は、平成25年、1.44で全国の29位と依然低迷しており、先般行った調査では、ほしい子どもの数まで増やさない理由として、経済的な理由とともに育児への不安を訴える声が強かった。現行の県・市町村の公的な支援として、妊娠から幼児期までステップごとに支援メニューがあるが、出産直後の母親に対する施策は手薄な状況にあることから、育児の不安や負担を軽減するための新たな産後育児支援が必要と考えている。 【解決に向けた取り組み】このため、本県では、妊娠・出産から子育てに至る切れ目ない支援を実現するため、産前産後ケアセンターを平成27年度中に開設することとし、本年度は、県と市町村が広域的に連携して事業を実施する仕組みづくりに向けた取り組みを行っている。 センターは、需要調査の結果等から、居室の床を備えたものを県内に1箇所整備することとし、助産師等専門スタッフを配置して通年稼働とするが、このような施設を、小規模市町村が単独で運営することは困難といえ、全県的にバランスの取れた安定的なサービスを実現するためには、この仕組みの導入が不可欠となるものと考え、国として運営を主導するとともに、利用者利用料金の一部を負担させた奨励相当分を市町村と折半で負担し、運営を委託する事業者への委託料として拠出するものである。 この取り組みは、一部の高い財政力を有する自治体だけでなく、全国各地の母親に産後ケアサービスの提供を可能にする先駆的モデルケースとなるものと言え、少子化問題の突破口となる可能性を有する革新的な取り組みと考える。	6【厚生労働省】 (18)母子保健医療対策等総合支援事業 (i)現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の事業主体を市町村のみとしていることについて、平成27年度から都道府県による市町村の体制整備のための後方支援(人材育成研修等)を新たに補助の対象とするよう見直す。
26年	410	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日厚生労働省0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	産後ケア事業に対する補助条件の見直し 「現状の補助条件」(妊娠・出産包括支援モデル事業)中の3事業全てを実施(提案内容)3事業全てを実施だけではなく、各事業単独の実施も可とする	26年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。 当区では児童虐待防止対策として、全国に先駆け「産後ケアセンター稼新町」を開設しており、育児不安を抱える出産後の母親から大変好評を得ているが、利用ニーズの高まりから、利用希望の母が利用できないといった状況が生じており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっているため、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。 補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高くない(25年:95%)、母子の状態把握に必要に応じ、「産後ケア事業」につないでいることから、国の事業目録に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。 「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向けた検討の幅が広がり、ひいては区民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。 また、当区の「産後ケアセンター稼新町」は先駆的な取組みであることから法的な事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的な事業として位置付ける必要があると考える。	6【厚生労働省】 (18)母子保健医療対策等総合支援事業 (ii)現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件として、①母子保健相談支援事業、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業の3つ全ての事業の実施を求めていることについて、平成27年度から①母子保健相談支援事業のみを必須事業とし、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業を任意事業とするよう見直す。
26年	114	医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護保険法第115条の4第2項第6号(地域にける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律による改正後の介護保険法、当該条項の施行期日は平成27年4月1日。)	介護保険法地域支援事業の認知症施策に「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」を配置し、国が養成する認知症地域支援推進員として、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。	【制度改正の経緯】 平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業に認知症支援事業が位置付けられ、市町村に実施が義務付けられる。この事業は「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」(以下「専門的知識を有する者」)を置き実施することとされ、具体的には国が養成する認知症地域支援推進員と想定されているが、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じる者として独自に養成する者も対象とすること。 【支障事例】 千葉県では、認知症高齢者の急増という現状に鑑み、認知症多職種協働の連携を早急に養成が必要であると判断し、平成24年度に研修体系及びプログラムを作成、25年度から独自に認知症コーディネーターの養成を開始しており、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複している。 認知症コーディネーターの養成研修プログラムは、県内の医療、介護、福祉等各分野の多くの関係者で検討・協議を重ね、現場の声を取り入れて作成したものであり、地域の特性に応じた養成を行っている。既に69人を養成し、27年度までに160人の養成を目指しており、今後も配置促進を図っていく予定としている。 しかし、地域支援事業で配置が義務付けられる「専門的知識を有する者」について認知症地域支援推進員しか認められないこととなると、本県のこれまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となる。 【制度改正の必要性】 認知症地域支援推進員に準じる者として一定の質は確保しつつ、自治体が自主的な取組により地域の特性を踏まえて養成した者も対象とすることで、認知症の人が住み慣れた地域で生活するためのより効果的な支援が可能となるため、要件を緩和する必要がある。	6【厚生労働省】 (19)認知症地域支援推進員等設置事業 地域支援事業実施要綱に基づく認知症地域支援推進員等設置事業については、国が定める研修を受講した者のほか、地方公共団体が独自に養成する者を活用することもできるように、平成27年度の早期に当該実施要綱の見直しを行う。
26年	322-1	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議の確立	【支障事例】 市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。 近頃、在宅型有料老人ホームに併設した介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。 【制度改正の必要性】 このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。	6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (ii)介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、介護サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	322-2	医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議の確立	通所介護事業所や住宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。	【支障事例】 市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービス量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。 近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを除いて市町村にはなく、都道府県において行われている。 市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業者が市町村の計画数値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。 【制度改正の必要性】 このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議の確立を図り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。	6【厚生労働省】 (13)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者福祉サービス事業の健全かつ円滑な運営のため、障害者福祉サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。
26年	605	医療・福祉	都道府県	長崎県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかるとして「H23.8.18日付区政労働省高齢者支援課長他通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部ユニット型施設類型を認めるよう改正について」	H23.8.18の厚生労働省高齢者支援課長他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により関係通知から削除された特別養護老人ホームの一部ユニット型の施設類型にかかるとして再度改正掲載し、当該施設における一部ユニット型の施設形態を認めること。	【支障事例】 H23.8.18の厚生労働省高齢者支援課長他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正により、一部ユニット型の施設類型が廃止され、ユニット型個室とそれ以外の居室形態で別々の施設として認可・指定を行なうこととなったため、次のような支障等が生じている。 ①施設全てをユニット化した場合、利用者の負担増による継続利用ができないことを危惧し、ユニット化が進まない地域もある。このため、地域の中で利用者が居室形態を選択できない状況にある。 ②本県の特養1施設の平均定員は60床未満であり、一部ユニット型の施設を別々の施設として認可・指定した場合、いずれかが地域密着型になり、当該施設においては、他市町村からの利用ができず、広域型としての当初の目的が果たせない不都合が生じるとともに、将来的な利用者の確保の問題が生じる懸念があることから、施設の中にはユニット型を従来型個室へ変更する施設が出ることも懸念され、ユニット型を推進する国の施策と逆行することが危惧される。 ③ユニット型とそれ以外(多床室等)を分け、認可・指定を行なったことにより、広域型を計画している県の老人福祉計画及び介護保険事業支援計画と実態と齟齬が生じている。 【制度改正の必要性】 このようなことから、利用者の意向に沿う居室形態を利用者が選択できる施設を整備するうえで、また、広域型の設置目的を充足するうえにおいても一部ユニット型施設類型を認める必要がある。この改正を行なうことにより、H25.4.1施行の県条例(特養基準条例)においても一部ユニット型を認める条例に改正したい。	6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (iii)地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定(42条の2第1項及び54条の2第1項)については、当該サービス事業所所在地の市町村長の同意を得て(78条の2第4項4号及び115条の12第2項4号)、他の市町村長が指定することで、当該他の市町村の被保険者もサービスを利用できること、及び市町村長間の協議により事前の同意を得ることで、指定手続の簡素化も可能である(78条の2第10項及び115条の12第7項)ことを、地方公共団体に改めて周知する。	
26年	671	医療・福祉	指定都市	堺市・大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第7条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険認定審査委員の任期の緩和	介護保険認定審査委員の任期を市町村の裁量で定めるようにする。	【支障事例】 介護保険認定審査委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。委員の改選時には、関係機関等との調整や委員の研修を実施するなど相当の時間と労力を要しているが、本市では、平成26年4月現在の委員390名のうち、平成25年4月の改選時に再任された委員が355名と9割以上を占めており、2年を超えて再任される委員が大多数である。 【制度改正の必要性】 今後の介護需要の増加に対応するためにも、委員の任期は全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置することを求めるものである。	6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (i)介護認定審査会の委員の任期(施行令第6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。
26年	864	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第7条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険認定審査委員任期を定める規定の緩和	介護保険認定審査委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。	【支障事例】 介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263名) 【制度改正の必要性】 また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。	【再掲】 6【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (i)介護認定審査会の委員の任期(施行令第6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	187	医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項、同法施行規則第9条の2	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲	麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する	【具体的支障事例】 麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。 一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。 小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲渡を行いたい方が、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。 また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。 【制度改正の効果】 都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	310	医療・福祉	都道府県	熊本県、佐賀県、大分県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲	厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること	【支障】 麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的な面での負担となっている。 【制度改正の必要性】 麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところがない状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用麻薬を麻薬小売業者(薬局)間で譲渡譲受できる実質唯一の方法である。麻薬処方せんを持つ患者への迅速な調剤提供を行い、在宅緩和ケアを推進するためにも、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。	【再掲】 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	581	医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	麻薬小売業者間譲渡許可の都道府県知事への移譲	現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。	【現行制度】 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。 【制度改正の必要性】 許可申請を麻薬小売業者の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。 また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。 麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業者の免許は知事権限となっており、事務処理をなめ、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せ、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	589	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。 また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強し。 都道府県許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくとも通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組み薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。	【再掲】 4【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
26年	590-1	医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	C A又はBに開通する見直し	麻薬及び向精神薬取締法第4条第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の延長、許可期間の延長	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。 また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強し。 都道府県許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくとも通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組み薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。 国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(＝麻薬)が蓄積されることが防止されているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。	6【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (ii)麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可(24条11項、施行規則9条の2)については、麻薬の譲渡しができる場合として、新規の処方の場合に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲り受けすることができること等について、地方公共団体及び関係団体等に周知する。